

企画環境委員会会議記録（第1号）

令和6年 3月 5日

福島県議会

1 日時

令和6年 3月 5日 (火曜)

午前 10時58分 開会

午後 0時 4分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長 山口 信 雄

副委員長 山 内 長

委員 長 尾 トモ子

委員 今 井 久 敏

委員 高 野 光 二

委員 佐 藤 雅 裕

委員 大 場 秀 樹

委員 佐々木 彰

委員 山 田 真太郎

5 欠席委員

委員 大 橋 沙 織

6 議事の経過概要

(午前 10時58分 開会)

山口信雄委員長

開会に先立ち、大橋沙織委員より本日欠席する旨の届出があったので、報告する。
ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

異議ないと認め、佐藤雅裕委員、大場秀樹委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外6件、議員提出議案第22号外1件及び請願2件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程について、手元に配付した審査日程（案）のとおり進めたいが異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのように進める。

本日は、整理予算関係議案及び知事提出議案第41号の審査及び採決を行い、その後、議員提出議案及び請願の審査を行う。

なお、一般的事項に対する質問は後日行うので、了承願う。

これより生活環境部に係る整理予算関係議案及び知事提出議案第41号の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第41号外1件を一括議題とする。

なお、手元に議案関係の参考資料を配付しているので、確認願う。

直ちに、生活環境部長の説明を求める。

生活環境部長

（別紙「2月県議会定例会企画環境委員会生活環境部長説明要旨（整理予算関係）」により説明）

山口信雄委員長

続いて、環境回復推進監兼環境保全担当次長の説明を求める。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

（別紙「議案説明資料」及び「参考資料」により説明）

山口信雄委員長

続いて、生活環境総務課長の説明を求める。

生活環境総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

山口信雄委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案等に対する質疑に入る。
質疑のある方は発言願う。

佐々木彰委員

議案第41号について聞く。参考資料の中で、「面積3,000㎡以上の埋立て等」とあるが、3,000㎡未満の場合はどのように規制するのか。また、許可基準の中で、「事業を継続できる資力」とあるが、どのような書類により資力を証明するのか。
生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

まず、許可要件の面積である3,000㎡未満の部分については、本条例の許可制度による規制には該当せず、直接規制する明確な基準はない。一方、本条例の第3条では、「土砂等の埋立て等を行う者は、土砂等の埋立て等を行うに当たっては、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。」という責務を規定している。仮に小規模な土砂の埋立てであっても、災害の発生のおそれが高い場合については、この条例により指導することができると思う。

次に、資力の確認については、許可申請をする際に提出すべき書類を規則で定めることとしており、現在、規則制定に向けて準備中である。確認資料については整理した後ほど説明する。

今井久敏委員

西郷村や白河市でも、同様の条例制定に取り組んでいたかと思うが、これらの条例とどのような関係性にあるのか聞く。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

市町村の条例との関係に関する条項を本条例に規定している。第27条第2項において、市町村の条例により、本条例に基づく災害の発生の防止と同等以上の災害の発生の防止の効果が図られると知事が認めた場合については、本条例の全部または一部を適用しないこととしている。重複の許可制とならないように、市町村の条例のほうがより厳しい、あるいは同等である場合は、市町村の条例に委ねるつくりになっている。

また、先ほど佐々木委員から質疑があった資力の確認については、バランスシートなどの提出により確認する予定である。

今井久敏委員

盛土規制法の準備がきちんとしていくまでの間は、本条例で全県的にしっかりフォローして、より厳しい盛土規制法が施行されれば、今度はそちらのほうで全部動いていくという考え方でよいか。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

委員指摘のとおりである。盛土規制法の区域指定による適用を前に、できるだけ早期に抑止策を講じる趣旨で本条例をつくっており、追って土木部で盛土規制法の規制区域の指定を急いでいる。そちらが追いついてくれば、盛土規制法による規制に移行していくこととなる。

今井久敏委員

西郷村や矢祭町のほかに、現段階で本条例の対象となるような盛土が確認された場所は県内にあるのか。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

本条例では、新規の案件について許可を要する形にしていることから、既存の案件については本条例が適用されないこととなっている。ただし、既存の案件であっても、予定している施行期日の6月1日以前から既に搬入している事案のうち、3か月の経過措置期間を経過した後も継続する案件については、許可を取らなければならないこととなっている。そのような案件で今確認されているのは、西郷村の4件と矢祭町の2件である。そのほかの案件が出てこないか、県の不法投棄監視員や市町村の見回り等により監視を続けている。

今井久敏委員

遡及できないことが条例上やむを得ないことと、6月1日という日付がどうしてもネックになってくる。一方、全県的にこの考え方を適用していくことから、抑止効果はかなり強いと思う。このような速やかな条例の制定が、これから様々な事案で出てくるのではないかと思う。福島県が一番土砂を捨てやすい場所だと言わせないう、取組をさらに強化するよう願う。

佐々木彰委員

資力の証明をバランスシートで行うとのことだが、継続的に盛土がある一方、バランスシートは年々変わってしまう。何年かに1回提出させるなど条例で定めているのか。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

資力の確認は事業許可時であるが、土砂がきちんと積まれているかという観点から、半年に1回、土砂の量などを報告するよう条例で定めている。

高野光二委員

盛土規制法が施行されれば、ある程度不法な事案がなくなると思うが、既に盛土が始まっていたり、始めようとしていたりするものは本条例の規制の対象となるのか。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

既に始まっている事業については対象とならない。ただし、施行期日の6月1日以前から始まっている事業であっても、経過措置として設けている3か月の期間を経過した後も継続する案件は本条例の対象となる。一方、土木部が規制区域の指定を進めている盛土規制法においては、同法の基準に照らして危険であると判断されるものであれば、既に行われている盛土であっても適正に処置するよう指導することができる。本条例ではそのような指導はできないが、追って盛土規制法の規制区域の指定が進んでいけば、そのような事案に対しても指導できる体制になる。

大場秀樹委員

許可が必要な面積を3,000㎡以上とする根拠について聞く。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

今般、県南地域を中心に無秩序な盛土が相次いだ理由の一つは、本県には隣県にあるような土砂条例がないことである。それにより本県が狙い撃ちされたのではないかとの指摘もある。そのような観点から、まずは隣県との差を埋めるため、隣県の条例で許可要件として多く採用されている3,000㎡以上を基準として設定した。

佐藤雅裕委員

生13ページの鳥獣被害対策強化事業について聞く。もともと6億4,500万円の事業費に対して、捕獲の実績による2億4,700万円の減額との説明であったかと思う。豚熱や実際に捕獲する人がいなくなっていることなど、様々な要因があって減ったものとする。県は管理計画や目標数を定めているかと思うが、今回の実績はその目標値に到達しているのか。到達していないのであれば、その要因をどのように分析しているのか聞く。

自然保護課長

鳥獣被害対策強化事業については、2億4,771万9,000円の減額としている。内容

としては、イノシシの指定管理捕獲というものを県が行っており、県が猟友会に委託して直接捕獲している。管理計画等に基づき1万4,000頭を当初の目標としていたが、豚熱の影響やこれまでの捕獲による生息数の減などにより、実際にはなかなか捕獲できていない状況である。1月末現在の実績が約5,400頭であり、年間で1万4,000頭という目標は達成しない見込みであることから、目標を約8,500頭に下方修正し、その分の委託料等を減額している。

佐藤雅裕委員

豚熱によって個体数そのものが減っていることが要因と考えられるが、指定管理先で狩猟者を確保できないことが要因ではないという理解でよいか。

自然保護課長

委員指摘のとおり、生息数自体が減っていることから捕獲できていないと考えている。猟友会からは、ある程度狩猟者を確保できていると聞いている。

佐藤雅裕委員

承知した。捕獲頭数や豚熱の影響などを踏まえて、現在のイノシシの推定頭数を精査していくことになるかと思う。イノシシの被害が減ったとの声も聞くが、これからも継続して取り組むべき課題であることから、数字をしっかりと精査して適正な管理に努めるよう願う。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

議案第41号に関して、資力の確認のために必要な書類について補足する。現在、規則で予定している書類は、確定申告書、法人の場合は財務諸表、預貯金を確認できる書類、借入金で資金を調達する場合は金融機関の融資を証明する書類等である。

山口信雄委員長

ほかにあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

なければ、以上で整理予算関係議案等に対する質疑を終結する。

これをもって、生活環境部の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

各委員は暫時お待ち願う。

(午前 11時35分 休憩)

(午前 11時37分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

これより企画調整部に係る整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第90号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、企画調整部長の説明を求める。

企画調整部長

(別紙「2月県議会定例会企画環境委員会企画調整部長説明要旨」(整理予算関係)により説明)

山口信雄委員長

続いて、企画調整課長の説明を求める。

企画調整課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

長尾トモ子委員

企画9ページ、移住・定住推進費の現状について聞く。

ふくしまぐらし推進課長

移住・定住推進費については、5,618万9,000円の減額補正を計上し、補正後の全体額は約4億2,800万円である。3本柱で事業を進めており、1本目が情報の発信である。2本目が関係性の構築ということで、つながりづくり、例えば企業のワーケーションや個人のテレワークに対する支援がある。3本目が受入れの促進ということで、移住相談や丁寧な受入れ対応がある。この3本柱で展開しており、引き続き取り組んでいく。

長尾トモ子委員

予算を減額補正した理由を聞く。

ふくしまぐらし推進課長

「転職なきふくしまぐらし。」推進事業を今年度の新規事業として始めたが、民間事業者に対するハード補助金とソフト補助金の残として減額した。

1点目のハード補助金については、約4,100万円を減額した。これは、県外企業のサテライトオフィスや本社機能の一部移転に係る建物の取得費、賃貸に対して補助金を交付するという内容である。社員要件というものを付しており、社員2名以上の移住を条件として各企業に営業してきた。約1,800社に周知したが、令和5年度については移転の判断まで至る企業はなかったという経過である。一方、関心を示している会社が数社あることから、来年度に向けて引き続き調整していく。

2点目のソフト補助金については、約850万円を減額した。これは、県内のテレワーク施設が行う自主企画事業に対して補助金を交付するという内容である。4次募集まで実施したところであるが、今年度は5件、約640万円の執行にとどまった。それ以外については、おおむね計画どおり執行している。

佐々木彰委員

企画9ページ、地域総合整備資金貸付事業費の13億1,500万円の減額について、非常に有利な融資だと思うが、今回使われなかった理由を聞く。

地域振興課長

地域総合整備資金貸付事業、いわゆるふるさと融資であり、指摘のとおり無利子で非常に有利な貸付けであるため、今年度もこれまでの貸付け実績の平均により約13億円を計上したところである。数社からの問合せや、ある程度具体的な話まで至った企業もあったが、結果として今年度中に貸付けまで至る事業者がなかったため、全額減額補正を行うものである。

佐々木彰委員

令和6年度も予算措置しているのか。

地域振興課長

令和6年度の当初予算においても、5年度とほぼ同額を計上している。

高野光二委員

企画9ページの再生可能エネルギー導入普及促進費について聞く。福島県は2040年までに県内エネルギー需要の100%を再生可能エネルギーで生み出す目標としているが、減額するということは、事業の推進に何か問題があったのか。特に、脱炭

素社会の実現に向けた水素利用推進事業で取り組む水素については、次世代のエネルギーであると言われているが、非常に使い方が難しい側面がある。そのような現状も踏まえて、減額せざるを得なかった理由を聞く。

エネルギー課長

再生可能エネルギー関連の予算は、企画9ページに4つの事業を記載しており、金額が大きい1つ目から3つ目の事業について、減額理由をそれぞれ説明する。

1つ目の再生可能エネルギー普及拡大事業は、小水力発電やバイオマス発電など、地域にある電力、再エネを利用する設備の導入に対する補助金が主なものである。当初は4件程度見込んでいたところ、ほかの有利な補助金を使ったり、スケジュールが来年度以降にずれ込んだりしたことにより、今年度は2件の小水力発電を採択したが、計画策定や一部の設備の購入費にとどまった結果、約1億円の減額となった。

2つ目の再生可能エネルギー復興支援事業は、阿武隈地域で進めている共用送電線や、それにつながる風力発電の導入に対する補助である。当初予算では総事業費として約38億円を計上したところ、今回約6億円の減となった。減額の理由は、ケーブルや半導体などの資材不足のほか、昨年9月の浜通りでの豪雨で崩れた法面等の復旧によるスケジュールのずれによるものである。

3つ目の脱炭素社会の実現に向けた水素利用推進事業は、主に水素ステーションの整備に対する補助金であり、当初予算では4件分を計上したが、実際に導入に結びついたのは1件であり、3件分の約3億4,000万円を減額した。水素が難しいとの指摘があったが、つくる、運ぶ、ためるというコストが高いことや、まだプレーヤーが少ないことなど課題が多くあることから、事業者と意見交換をしつつ、水素社会の実現に向けて引き続き努力していきたい。

高野光二委員

3つ目の脱炭素社会の実現に向けた水素利用推進事業について、1件の実績しかなかったとのことであるが、水素ステーションの経営者から、利用する車が非常に少ないとの意見があった。水素ステーションをつくったとしても、なかなか採算が合わないのが実態のようである。よって、そのようなことを含めたパッケージにしていかなければ、このような減額となってしまう。当初計画した事業をそのまま有効に進めることが基本であるから、来年度以降、よく考えて事業を組み立てるよう

願う。

山口信雄委員長

ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、企画調整部の審査を終わる。

採決のため、暫時休憩する。

各委員は暫時お待ち願う。

(午前 11時58分 休憩)

(午前 11時59分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

既に整理予算関係議案等に対する質疑が終結しているので、これより議案の採決に入って異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、議案の採決を行う。

知事提出議案第41号外1件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第41号及び同第90号のうち本委員会所管分、以上2件は、一括原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認める。よって、知事提出議案第41号外1件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

これをもって、整理予算関係議案等の審査及び採決を終わる。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願う。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時お待ち願う。

(午後 0時 休憩)

(午後 0時 1分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案2件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

山口信雄委員長

初めに、議員提出議案第22号について、各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

継続願う。

山田真太郎委員

継続願う。

今井久敏委員

継続願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第22号は、継続の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第23号について、各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

継続願う。

山田真太郎委員

継続願う。

今井久敏委員

継続願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第23号は、継続の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終了する。

次に、請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

山口信雄委員長

初めに、請願21号については、さきに審査した議員提出議案第22号に関連していることから、継続の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願22号については、さきに審査した議員提出議案第23号に関連していることから、継続の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、請願の審査を終わる。

なお、採決は3月18日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

3月7日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、生活環境部に係る当初予算関係議案の審査についてである。

これをもって散会する。

(午後 0時 4分 散会)